

(案)

おきなわ工芸の杜の設置及び管理に関する条例（令和3年沖縄県条例第30号）新旧対照表

改正案

現行

(設置)

第1条 (略)

(利用料金等)

第16条 (略)

別表 (第16条関係)

1 施設利用料金

区分	単位	基準額
共同工房		

(設置)

第1条 本県において工芸品を生産する産業（以下「工芸産業」という。）を担う人材を支援し、及び工芸品についての情報を発信し、並びに工芸品の作り手と使い手との交流を促進することにより、本県において生産される工芸品の声価を高め、その消費の拡大を図り、もって工芸産業の振興に資するため、おきなわ工芸の杜（以下「工芸の杜」という。）を設置する。

(利用料金等)

- 第16条 利用者は、施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納めなければならない。
- 利用料金は、別表に定める基準額に100分の70を乗じて得た額から当該基準額に100分の130を乗じて得た額までの範囲内で、指定管理者が定めるものとする。
  - 指定管理者は、前項の規定により、利用料金を定めようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。利用料金を変更しようとするときも、同様とする。
  - 知事は、前項の承認をしたときは、これを県公報で告示するものとする。
  - 利用料金は、指定管理者の収入とする。
  - 利用者が施設等において利用する電気、ガス、水道、電話等の費用で知事の指定するものは、利用者の負担とする。

別表 (第16条関係)

1 施設利用料金

区分	単位	基準額
共同工房		

(案)

	洗い場		1区画1時間につき	240円
漆芸	素地室		1時間につき	1,020円
	下地・加飾室		1時間につき	280円
	上塗り室		1時間につき	170円
<hr/>				
多目的室	1号室、 2号室及 び3号室	工芸産業に関連する催物に利用する場合	1室半日につき	1,120円
		その他の催物に利用する場合	1室半日につき	2,240円
<hr/>				
<hr/>				
展示室	1号室及 び2号室	工芸産業に関連する催物に利用する場合	1室1日につき	4,350円
		その他の催物に利用する場合	1室1日につき	8,700円

2 (略)

	洗い場		1時間につき	990円
漆芸	素地室及び下地・加飾室		1時間につき	1,300円
	(新設)			
	上塗り室		1時間につき	170円
<hr/>				
多目的室	1号室	工芸産業に関連する催物に利用する場合	1室半日につき	1,120円
		その他の催物に利用する場合	1室半日につき	2,240円
	2号室	工芸産業に関連する催物に利用する場合	1室半日につき	1,250円
		その他の催物に利用する場合	1室半日につき	2,500円
	3号室	工芸産業に関連する催物に利用する場合	1室半日につき	1,280円
		その他の催物に利用する場合	1室半日につき	2,560円
<hr/>				
企画展示室		工芸産業に関連する催物に利用する場合	1日につき	4,350円
		その他の催物に利用する場合	1日につき	8,700円

2 附属設備利用料金  
(略)

## (案)

3 (略)	3 機械器具利用料金 (略)
備考	備考
1 (略)	1 利用料金の基準額が時間を単位として定められている場合において、利用時間が1時間未満であるとき又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間を1時間として計算する。
2 (略)	2 利用料金の基準額が1月単位で定められている場合において、その月の利用の期間が1月に満たないときは、日割計算によるものとする。この場合においては、利用料金の基準額の月額を30で除して得た額に、その月における利用日数を乗じて計算する。
3 (略)	3 利用料金の基準額が面積を単位として定められている場合において、利用する面積に1平方メートル未満の端数があるときは、その端数を1平方メートルとして計算する。 (新設)
4 <u>「半日」とは、午前9時から午後1時30分まで又は午後1時30分から午後6時までをいう。</u>	

### ※改正案について

- 1 洗い場には流し台が4つ設置されているが、1台と複数台の利用料金が同額であり、個人利用者にとっては負担が大きいため、改正案を提出しています。
- 2 漆芸は、異なる工程で使用する部屋が2つまとめて料金設定されているため、実態に即して部屋ごとの料金設定を行う改正案を提出しています。
- 3 多目的室は、1号室に稼働件数が偏っているため、全室の稼働率及び利便性向上のため、料金を統一する改正案を提出しています。
- 4 展示室の半面（1室）のみを企画展示室として貸出を行っているが、イベント等において展示室全面（2室）の貸出要望が多いことから、名称を「展示室」（2室）に改め、2室貸出可能とし、1室当たりの料金設定を行う改正案を提出しています。